

県警捜査報償費

仙台地裁不正支出を認定、オンブズマン第2次監査請求へ！

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 坂野智憲

オンブズマンは、平成12年度の県警捜査報償費について、その全額が裏金に回されているとして、当時の県警本部会計課長に対し、宮城県に損害賠償することを求める住民訴訟を提起していました。これについて仙台地裁は、本年6月21日、損害賠償請求自体は、不正支出をしたのはそれぞれの部署の責任者らであって会計課長の支出行為自体には違法性はないとして棄却したものの、判決の理由の中で、「平成12年度の宮城県警本部の報償費の支払いの相当部分が実体がなかったものと推認する余地がある」「少なくとも鑑識課の場合には、平成12年度の報償費の支出等の状況自体実体がなかったことをうかがわせる内容であり、これに別件答申における指摘やこれに対して被告が有効な反論を行っていないことその他上記の諸点を併せ考慮すれば、鑑識課の平成12年度の報償費の支払のすべて（総額123万円分）について、実体がなかった疑いが強いというべきである」「鉄道警察隊も鑑識課同様の経過をたどって報償費の配分がなされなくなったことに照らすと、同隊についても、果たして平成12年度に報償費の支出の実体がどの程度存在したのか疑わしいというべきである」との判断を示し、この判決は確定しました。

このように確定判決によって、鑑識課に関しては、報償費の全額が裏金に回されていると判断され、鉄道警察隊についても同様の疑いが存在し、それ以外の部署についても報償費の支払いの相当部分がなかった疑いが指摘されたのです。従って報償費の執行手続きに違法があり、本来返還すべき金額が返還されていないことは明らかとなりました。このような場合、報償費の予算について支出命令権を有している宮城県警本部長は、平成12年度の鑑識課、鉄道警察隊、生活保安課の違



法な支出を計画、実行、着服した課長等に対し、報償費の返還を求めるべき義務があります。

しかしながら宮城県警本部長は、上記の判決が確定して4ヶ月以上経過しても、返還請求権行使しようとしません。これは地方自治法第242条1項の「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは

オンブズマン

No.23 / 2005年12月15日(木)

発行

仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F

宮城地域自治研究所内

TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3267

<http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/>

e-mail:s-ombuds@nifty.com

「徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当します。そこでオンブズマンは本年12月2日、「県警本部長に対し、当該怠る事実によつて宮城県が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと」を求め、県監査委員に監査請求を行いました。

オンブズマンとしては、監査請求が棄却された場合には、県警本部長を被告として裏金作りを行つた職員に対する損害賠償請求を怠つてゐること

の違法確認を求めて提訴する予定です。訴訟になつた場合には、内部告発者から直接事情を聞き、物的証拠も見ているという浅野県前知事や実際に裏金作りに携わつた鑑識課、鉄道警察隊、生活保安課の課長や次長の証人尋問を申請する予定です。村井新知事は県警報償費の執行停止を解除して、県警と一緒にこの問題の幕引きを画策しているようですが、オンブズマンとしては県警が裏金作りを認めて全額返還するまで追及を続けます。

県警出張旅費返還請求訴訟 捜査関係用務8件のカラ出張を認定！

仙台市民オンブズマン
弁護士 松澤陽明

7月21日県警の出張旅費について、仙台地裁第3民事部で判決が為されました。

この訴訟は、宮城県警総務課の平成6、7年度の県外出張の旅費支出がカラもしくはムダな出張に対する支出なので、それを使ったとされる職員に対して旅費相当額の返還を求めたものです。

この問題については、平成12年5月に文書開示がなされ、通常用務による出張について、ある程度カラ・ムダ出張が把握できたことから、13件

について監査請求を行なつたうえで平成12年9月に提訴していました。ところが平成14年5月に被告となつた県警職員らが事実関係を明らかにしないまま請求の認諾という形で金額を返還し、訴訟が終了してしまいました。そこで、事実関係を明らかにするため、平成14年5月に追加の文書開示で判明した事実を踏まえ、すでに返還された13件以外の通常用務と捜査関係用務による出張全部について旅費を返還することを求めるとして、監査請求を経た上で平成14年9月に訴えを出したのです。

訴訟では、12年5月に文書開示がされているところから、「支出から1年以上経過した後の監査請求には正当の理由がないので訴訟は不適法だ」という被告の主張が為されましたか、判決は、「捜査関係用務による出張については、最初の文書開示では出張の日時・場所が不明なので監査請求を行なうだけの事実関係が把握できない」と、捜査関係用務の出張については正当な理由があることを認めました（通常用務に関する訴訟は却下されました）。

そして、捜査関係用務とされた8件の出張について、総務課員が捜査関係用務について出張することが極めて異例で不自然であり、情報提供者と会つたという被告の供述も具体性を欠いてるので、情報提供者と会つていたという出張の目的は認められないと判示し、8件分の出張費の返還



を関係した被告らに命じました。

この判決に対して、被告らが控訴したため、現在仙台高等裁判所で審理が行なわれています。控訴審の第1回は11月28日に開かれ、被告らの控

訴理由書とそれに対するオンブズマンの反論が述べられました。次回は平成18年1月23日午前10時から開かれますが、新たな証拠調等はないので、結審となると思われます。

県警報償費情報公開訴訟控訴審 市民常識からはずれた不当な判決

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 鈴木 覚

10月27日、仙台高等裁判所において、県警報償費の情報公開訴訟の控訴審判決が言い渡されました。オンブズマンが控訴していた一部の非開示処分の取消を認めたものの、それ以外の非開示処分のほとんどについて取消を認めず、オンブズマンの控訴を棄却する不当判決でした。

この訴訟は、平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費に関して、宮城県知事が行った非開示処分について、その取消を求める情報公開の訴訟です。オンブズマンは、捜査協力者に支払われているとされる「犯罪捜査報償費」に関して、支出の実態はなく、県警の裏金に費消されている疑いが濃厚であると強力に主張し、非開示処分の取消を求めてきました。全国において犯罪捜査報償費の裏金疑惑が噴出している他、被告側である浅野史郎宮城県知事自身も犯罪捜査報償費に支出に疑義を持っているとの「所感」が訴訟に提出されるなど、数々の証拠関係からは控訴審において勝訴判決が出されることが期待されておりました。

ところが、仙台高等裁判所の控訴審判決では、知事の所感や執行停止、審査会の答申、県警の違法な監査拒否、報償費に関する住民訴訟の仙台地裁判決等に全く何も触れもせ

ずに上記のような判決を言い渡しました。控訴審でオンブズマン側から提出している数々の証拠を検討すれば、犯罪捜査報償費に関する不正経理を認めざるを得なかつたはずですが、控訴審判決は、判決においてそれらに触れると不正経理の疑いを認定せざるをえないこととなるため、それらを全く検討せず、不正経理の疑いを否定する理由も全く示さなかつたものです。開示しないとの結論ありきの判決であり、司法の役割を放棄していると評せざるをえませんし、市民の常識からはずれた、犯罪捜査報償費の架空支出の隠蔽の片棒を担ぐかのごとき判決であると言えます。

オンブズマンは直ちに最高裁判所に対して上告並びに上告受理申立を行いました。



政務調査費 仙台高裁で逆転勝訴

(仙台市議会平成15年4月分)

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
弁護士 小野寺 信一

選挙のあつた平成15年4月分の仙台市議会の政務調査費が通常の月と同様の使われ方をしているのは、不正の疑いがあるとして平成15年10月に提訴した住民訴訟について仙台地裁は平成17年1月24日に監査請求の特定性に欠ける（適法な監査請求を経ていない）との理由で訴えを却下したが、仙台高裁はオンブズマンの控訴を受けて「特定性は十分足りている」として平成17年10月12日、一審判決を破棄し、仙台地裁に審理を差し戻す逆転勝訴判決を出した。被告（仙台市長）が上告したので、いずれ改正地方自治法下での住民監査請求の特定性をどう判断すべきかについて最高裁の判決が下されることになるが、これは十分注目に値する。なぜなら、住民監査請求を阻む二つの壁のうち「正当な理由」については、平成

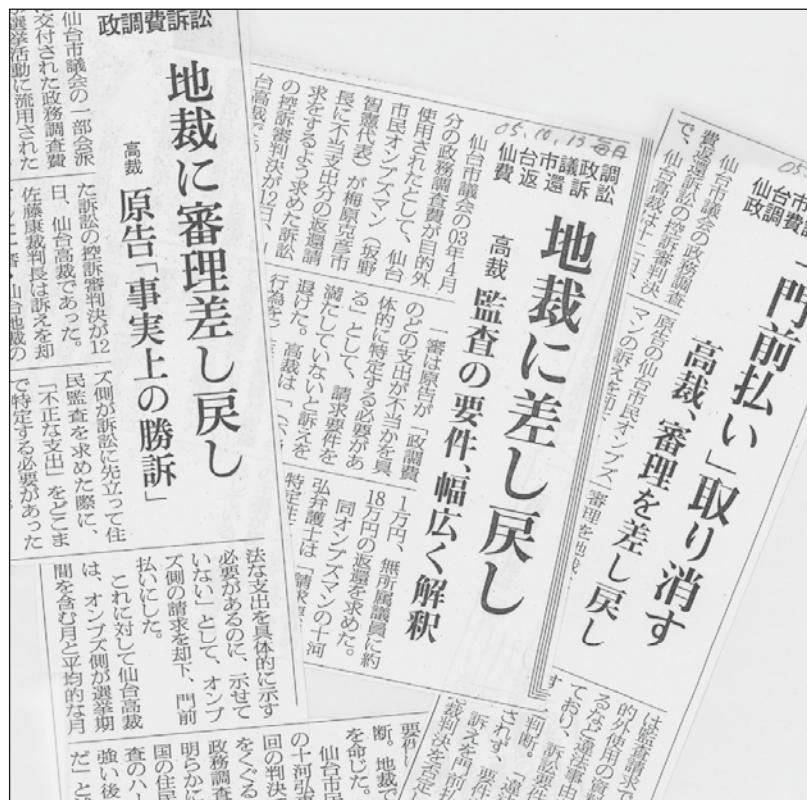
14年の大年寺山最高裁判決などによって打ち破られ、今やこの特定性が残っているだけだからである。「住民監査請求の対象の特定性は、穏やかでも差し支えない」との最高裁判決を勝ち取り、残るもう一つの壁を完全に打ち破りたいと考えている。

なお、同一時期の県議会の政務調査費についての住民訴訟は、結審して判決が下る直前の段階に来ていたが、上記訴訟と全く同じ問題をはらむため、上記訴訟の判決を証拠に提出し、それを巡って論争することとなった。原告としては、上記の逆転勝訴判決をもとに、証拠調べに入ることを改めて要求するつもりである。

一方会派の代表者が保有する調査担当議員作成の調査報告書を裁判所に提出させるべきかどうかを巡って訴訟の途中で最高裁の判断を仰がざるをえなくなり、長らく審理を休止したままになつて

いた平成13年度、平成14年度の仙台市議会の政務調査費の住民訴訟は、平成17年11月10日に最高裁が「提出せずともよい」との決定を下し（但し、一名の反対意見あり）、提出しないことが確定したので、審理を再開させることになった。

さらに現在、平成16年度の県議会の政務関係費について情報公開によって得られた資料の分析を終了し、県議会としては上記訴訟に続く第二弾としての住民監査請求を準備している。地方議会の改革なくして三位一体改革はない、政務調査費の改革なくして地方議会の改革はない、との信念で今後とも力を入れて取り組むつもりである。



全国市民オンブズマン連絡会議 第12回全国大会報告

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 十河 弘

2005年の全国大会は、9月10日(土)、11日(日)の2日にわたって、大分県別府市のビーコンプラザにて開催されました。仙台からは、坂野、小野寺信一、菊地修、十河、千葉晃平、野呂、河村の7名で参加しました。大会は「もっと広げよう、情報公開！」を表題に掲げ、全国から359名の参加を得て、充実した議論がなされました。また、分科会も①議会改革、②公共事業、③談合・入札改革、④補助金・業務委託問題、⑤情報公開、⑥警察問題と盛りだくさんで、仙台のメンバーも各分科会に出席して地下鉄東西線問題、県警報償費問題などを報告しました。大会終了後、大型レンタカーを借りていたので、湯布院に立ち寄って由布岳を眺め、優雅な昼食で締めくくりました。

来年の全国大会の開催時期、場所は未定ですが、仙台からも多数参加して大会を盛り上げましょう。

第10回 情報公開度ランキング調査

仙台市民オンブズマン 庫山 恒輔

情報公開度ランキング調査は、今年で10回目を数えることになった。今回の調査は、①首長および部局長交際費、②設計業務委託の予定価格調書、③指定管理者に関する情報、④政務調査費、⑤捜査報償費、⑥公安委員会議事録の6項目につ

いて行われる（⑤⑥は都道府県のみ）。開示請求は11月25日に実施された。

6項目を見てわかるように、③の指定管理者情報が今回の調査の目玉となっている。地方自治法の改正によって、平成16年度から、公の施設の管理運営にあたるもの（指定管理者）を公募によって選ぶことができるようになった。従来の外郭団体等に加えて、営利企業やNPO法人等にも参入の機会が与えられた。いわゆる「官から民へ」の流れの一環である。この流れの中で、はたして「民」の情報はどこまで公開されるのか。選定の経過の透明性はどうなっているか等々をチェックしようというものである。調査対象に選んだのは、宮城県はNPOプラザの指定管理者に選定されたNPO法人「杜の伝言板ゆるる」、仙台市は仙台市民会館の指定管理者に選定された（株）東北共立及び陽光ビルサービス（株）の共同企業体。それぞれの応募書類や選考時の議事録等がどこまで公開されるか。宮城県と仙台市の判断が注目される。

北海道・東北ネット

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 野呂 圭

次回例会は2006年2月4日、5日に福島県いわき市で開催されます。4日（土）に開催されるご当地企画は「明るい警察を実現する全国ネットワーク」パネルディスカッションを予定しています。また、翌5日（日）には橋梁談合問題、県警裏金問題について、これまでの動き及び取組みについても議論する予定です。



地下鉄東西線差止住民訴訟のご報告 ～いよいよ結審・判決へ～

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 千葉晃平

1 いよいよ結審

2003年4月15日に仙台地裁へ提訴した地下鉄差止訴訟も、いよいよ2005年12月22日（木）午後1時10分の口頭弁論期日にて結審をむかえ

る予定です。

2 杜撰さの露呈

この間、斎藤拓生弁護団長を筆頭に数十回に及ぶ会議はもとより、オンブズマン側申請の大内秀明東北大学名誉教授、幸陶一氏、輕部大蔵神戸大学名誉教授の各証言、並びに支援メンバーらによる地道な国勢調査等分析を得て、『1日11.9万人という需要予測は実現されないこと（需要予測見積もりの杜撰さ）』『建設費は少なくとも約4000億円にのぼること（建設費見積もりの杜撰さ）』を立証してきました。さらに、仙台市側申請の仙台市交通局東西線建設本部長斎藤文伸氏、同建設部建設課長木村哲也氏の反対尋問において、「近時の人口減は考慮していない」「地面に水が浮いていたので工事費を上乗せした」旨の証言がなされるなど、仙台市の計画の杜撰さが露呈されました。

3 判決へ

地下鉄差止訴訟は、仙台市の財政破綻を防ぐという重要な目的はもとより、オンブズマンが『事後チェックから事前チェックへ』とのテーマのもと取り組んできたものです。オンブズマンの調査・チェック活動は本来仙台市・議員らが行うべきものでしたが、それはさておくとしても、訴訟を通じて仙台市は「事業費は1.1倍を超えない」と明言するなど、今後、仙台市が『追加工事』名下での無駄な公金支出を防ぐという一定の意義は得られました。

あとは判決を残すのみです。通常は結審後2カ月ほどで判決が出されますので、是非、注目ください。

東北大医学部寄附金問題

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 野呂圭

石巻市立病院及び塩釜市立病院が（法人化前の）東北大医学部各医学研究科（医局）に対して公金を支出していた点について、オンブズマンはそれが地方自治体の国に対する寄附金を禁止した地財特措法に違反するとして住民訴訟を提起していました。両病院の訴訟とも東北大医学部教授らの証人尋問を実施し、最終局面に来ております。塩釜市立病院については、証人尋問がすべて終了し、最終準備書面を提出しました（次回弁論12月19日、午前10時）。石巻市立病院については、12月5日に証人尋問がすべて終了し、結審に向かうことになります。市や東北大医学部は、医局は大学と

は別個の組織であるから地財特措法に抵触しない、公金支出は謝礼であって寄附ではない、艮陵財団への寄附は大学への寄附とは言えない、などと主張していますが、実態をみればかかる主張に理由のないことは明らかです。早ければ来春には判決が出ると思います。

東北文化学園大学

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁護士 野呂圭

仙台市が東北文化学園大に対して8億1000万円の補助金を支出した点について、オンブズマンは、それが学園大による虚偽の会計書類に基づく大学設置認可を前提としたもので違法であるとして、会計書類の偽装に関与したと思われる学園大幹部並びに会計書類の偽装を見抜けなかった公認会計士及び監査法人に対して損害賠償請求するよう住民訴訟を提起しました。訴訟は現在、関係資料が十分に出そろっていないこともあり、争点整理をしている段階ですが、大学設置認可の際に会計書類の偽装を見抜けなかった会計士らの過失と仙台市の補助金支出との間の因果関係が争点としてあがっておりまます。

また、仙台市の補助金支出については住民訴訟と同時に刑事告発も行っていますが、こちらについては現在のところ動きはありません。

県警報償費情報公開(新たな訴訟)

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 鈴木覚

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費に関して、県警本部長が行った非開示処分に対し、オンブズマンは県警本部長の上級行政庁である宮城県公安委員会に対して審査請求を行い、それに対して宮城県公安委員会は非開示を認める裁決を行いました。オンブズマンは手続き違法面を主張してかかる裁決の取消を求める訴訟を提起しておりますが、さらに、内容面である県警本部長の非開示処分自体の取消を求めて、新たな情報公開訴訟を提起しました。

この新たな情報公開訴訟は、先般控訴審判決が言い渡された県警報償費情報公開訴訟と同じ文書を対象としておりますが、先の報償費情報公開訴訟は、改正前の条例に基づき宮城県知事が行った平成13年2月13日付け非開示処分の取消を求めたのに対し、新たな情報公開訴訟は、改正後の条

例に基づき県警本部長が行った平成14年6月20日付け非開示処分の取消を求めるものです。

外務省報償費(機密費) 情報公開請求訴訟報告

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 十河 弘

被告外務省は、報償費（機密費）について、当初はほぼ全面不開示としていましたが、情報公開審査会の部分開示の答申を受けて、ワイン購入費などの一部文書を開示しました。現在は残りの不開示とされた部分の当否が争われています。今般、外務省は、報償費の使用目的を、A) 情報収集の事務、B) 外交交渉等の事務、C) 国際会議等への参加の事務の3類型に分類し、また、これらをさらに、I) 協力の対価的性格、II) 会合の経費的性格、III) 定例的な物品購入等経費的性格、に分類して、開示することの不都合さを主張してきました。そこで、オンブズマンは各文書を分析して、91.8%の報償費がII) として支出されており、I) はごくわずか（3.4%）に過ぎないことを明らかにして（別図）、「報償費の大部分は会合の経費（つまり飲食）に使われているのであるから、開示しても何ら不都合はない」と指摘しました。裁判所もこの分析には理解を示し、外務省に説明を促しました。

次回期日は、2006年1月18日（水）午後1時15分ですが、この点について外務省から弁明がある見込みです。

(別図)

	I)	II)	III)	計
A)	2.3%	27.8%	2.6%	32.7%
B)	1.1%	35.5%	2.2%	38.8%
C)	0.0%	28.5%	0.0%	28.5%
計	3.4%	91.8%	4.8%	100.0%

回文コーナー

回文士 ほう 法 そう 曹 そう ほ 歩 ★★★★

今年の仙台市民オンブズマンを振り返るとき、地下鉄・ケヤキ並木という言葉が、特にある種の思い入れを伴い、迫ってくるように思います。そこで、「地下鉄」「ケヤキ」を入れて回文を作りました。どこを地下鉄が通ろうとしているのか、その工事によりケヤキたちの運命がどうなろうとしているのか、誰よりも一番よく知っていて、戦々兢々としているのは、ほかならぬケヤキたちかもしれません。

○ 要路と地下鉄も、木は知ってるよ。

うき、この木、やけにこごまとてカチカチ。

今言いたい。イマイチか地下鉄。孫子にケヤキ残そう。

よろこび、はきまつて、かとう。勝ち取ろうよ。○

東北公安調査局調査活動費 情報公開訴訟報告

仙台市民オンブズマン事務局長
弁護士 十河 弘

2005年12月7日、仙台高裁はオンブズマンの控訴を棄却する不当判決を言い渡しました。同年3月14日、仙台地裁は、東北公安調査局の調査活動費の支出に関する資料（平成11年度）の公開を求めるオンブズマンの請求を全面的に却けており、オンブズマンが控訴していたのです。高裁判決も、全体的に消極的な判断であり、情報公開法の意義・重要性を理解しないものです。同法5条4号の解釈については「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長がみとめることにつき相当の理由」を行政機関の長が立証しなければならないと判断し、多少地裁判決より前進したものの、結論としては行政機関の長に遠慮した判断です。また、いわゆる独立した一体的情報説を採用し、「年月日、目的、金額、行為者、相手方等の記載部分が独立した一体的情報を構成しているからこれを更に細分化して一部を開示することは困難」と判断しました。このような曖昧な概念によって多くの情報がまとめて不開示とされることは許されません。オンブズマンはこの控訴審判決を不服として上告する予定です。

公安委員会裁決取消訴訟

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 鈴木 覚

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費に関して、県警本部長が行った非開示処分に対し、オンブズマンが県警本部長の上級行政庁である宮城県公安委員会に対して審査請求を行っていたところ、それに対して宮城県公安委員会が非開示を認める裁決を行ったことから、手続き違法面を主張してかかる裁決の取消を求めている訴訟です。

仙台地方裁判所において、既に3回の弁論期日が行われ、前回11月16日の弁論期日において、オンブズマン側からは宮城県公安委員長及び公安委員1名の証人調べを申請しました。

次回期日は12月21日に予定されており、このときに裁判所の証人調べについての採否の判断がなされることとなります。

「仙台市民オンブズマン」の活動

2005.6.17~2005.12.15

- 2005.
6. 17 政務調査費制度改革について県議会議長への申し入れ
20 東北文化学園大学公判
21 県警捜査報償費判決(原告実質勝訴)、記者会見
23 オンブズマン総会等の件でホテルと打ち合せ
28 東北大寄附金(塩釜)弁論準備
30 地下鉄東西線弁論準備
" 県警捜査報償費の件で知事および監査委員への申入れ
7. 2 オンブズマン・タイアップ総会、懇親会



- 4 外務省情報公開弁論準備
" 警察庁長官宛抗議文兼公開質問状提出の件で記者会見
5 県警報償費情報公開(控訴審)公判
" 県議会議長へ100条委員会設置の申入れ
" 政務調査費関係文書(県)開示
7 県警会計監査関係資料一部開示
14 地下鉄東西線証人尋問
17 全国幹事会
19 政務調査費控訴審公判
21 県警旅費判決(原告一部勝訴)
22 東北大寄附金(塩釜)証人尋問
25 東北文化学園大学公判
" 公安委裁決取消訴訟公判
8. 1 東北公安調査局情報公開(控訴審)公判
2 タイアップグループ例会
3 宮城県警報償費不正支出問題を考える緊急市民集会



- 10 大衡村民来所
17 オンブズマン8月例会
18 地下鉄東西線進行協議
" 鋼橋工事に関する公取報告依頼関係文書開示(仙台市)
19 タイアップ打ち合せ
21 全国幹事会
22 鋼橋工事に関する公取報告依頼関係文書開示(県)
29 政務調査費旅費規定関係文書開示(県)
30 裁決取消訴訟公判
31 オンブズマン支援企画実行委員会
9. 1 一闇談合問題講演会
6 政務調査費(県)公判
8 東北大寄附金(石巻)証人尋問
9 東北文化学園大学公判
- 10~11 第12回全国市民オンブズマン別府大会
12 政務調査費検討委員会記録開示
" 支援企画実行委員会
15 オンブズマン9月例会
21 外務省情報公開公判
27 東北大寄附金弁護団会議
28 泉区住民来所
29 東北大寄附金(石巻)証人尋問
10. 4 タイアップグループ例会(支援企画実行委員会)
12 政務調査費(仙台15年4月分)控訴審判決
13 東北大寄附金(石巻)進行協議
16 全国幹事会
17 東北大寄附金(塩釜)証人尋問
" 支援企画実行委員会
21 県警旅費弁護団会議
" オンブズマン10月例会
27 県警報償費情報公開控訴審判決
11. 1 支援企画実行委員会
2 県警捜査報償費特別監査に関する監査委員への申し入れ
7 東北大寄附金弁護団会議
8 オンブズマン支援企画8
9 外務省情報公開公判
" 政務調査費の件で県議会事務局へ
15 東北文化学園公判
16 公安委員会裁決取消訴訟公判
" 県警捜査報償費情報公開公判
" 県警旅費打ち合せ
22 政務調査費(県)弁論再開
24 オンブズマン11月例会
25 第10回情報公開度ランキング関係文書開示請求
28 県警旅費控訴審公判
12. 2 県警捜査報償費(12年度)住民監査請求
" 会報「オンブズマン」発行打ち合せ
6 タイアップグループ例会
7 東北公安調査局情報公開控訴審判決
9 会報「オンブズマン」編集打ち合せ
11 全国幹事会
12 東北大寄附金(石巻)証人尋問
" 高検調活費(10年度)一部開示
13 第10回情報公開度ランキング関係文書開示(県・市)
15 会報「オンブズマン」No23発行

仙台市民オンブズマン支援企画8
今年はいっしょに笑っていただきます

**大入になりませんでしたが、
ご協力ありがとうございました。**

**12月6日「支援金」として
47万円をオンブズマンに贈呈しました**



12月6日、タイアップ島会長からオンブズマンの坂野代表に「支援金」目録を贈呈



例会・懇親会風景



落語の柳家小春治さん



アコーディオン漫談の近藤志げるさん



開口一番 古今亭菊六さん

2005.11.8支援企画アンケート

◎本日のコンサートはいかがでしたか？

- | | |
|--------------|-----|
| 1. とてもよかったです | 52人 |
| 2. よかったです | 31人 |
| 3. 普通 | 0人 |
| 4. もの足りなかった | 0人 |

◎次回以降どんな内容の企画を希望されますか？

ジャズ	20人	落語	22人
シャンソン	18人	漫才	24人
ヴァイオリン	9人	手品	12人
ピアノ	14人		
ギター	6人	その他(紙切り、色物、医事	
邦楽	8人	漫談、ブレイクダンス、ヒップ	
声楽	7人	ホップダンスショー、スイング	
ゴスペル	16人	ガールズ、クラシック、オペ	
民族音楽	9人	ラ、なつかしの青春歌謡)	

タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン
タイアップグループ会長
島 和雄

今年は仙台市長選、県知事選などセンキヨセンキヨで過ごし、支援企画は、何となく「祭りの後の静けさ」の中で取り組んだと言う感がありました。

一時はどうなるかと心配もしましたが、さすが仙台市民オンブズマンとタイアップグループの底力。大入りとは言えませんでしたが、まずまず満足すべき入りで、些少ではありますがオンブズマンへの支援金もお渡しする事が出来ました。これもタイアップグループ全員の努力と多くの市民のご協力の賜であると感謝申し上げる次第です。

と言うことで、多少自画自賛ではありますが一応ホットしているところです。

さて、この間つくづく実感したのは、タイアップ活動の活性化はオンブズマンに対する励ましであると同時に評価でもあるということです。オンブズマン活動への市民の評価はタイアップグループの活性化に直結し、それはオンブズマンへの支援活動に繋がるものと思います。

本誌をお読みになってお解り頂けると思いますが、オンブズマンの活動は滞ることなく続けられております。インターネットをお持ちの方は仙台市民オン

【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第2火曜日に例会をおこなっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル3階の事務局で18:30からです。ぜひお誘いあわせてご参加ください。某シェフの料理も味わえるかも。

ただし、2月7日の「例会」だけは新年会の日程が近いので開催しません。「新年会」にぜひご参加ください。

仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随时発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

ブズマンのホームページ

(<http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/>)

にアクセスしてみてください。市民から評価されて然るべき活動であることが解って頂けると思います。

となると、市民の耳目を引くべく情宣活動もタイアップの重要な支援である様な気が致します。先ずは、多くの市民の方々に「本誌を読んで頂く運動」を、または「ホームページを見て頂く運動」を始めるのは如何でしょうか。

現在タイアップには年会費3,000円の贊助会員制度と言うものがあります。裾野を広げ、オンブズマンの活動を知って頂きたいという考え方から、年間1万円の制度はそのまま維持し、贊助会員制度をスタートしたものです。

皆様のご友人、お知り合いの方に、オンブズマンの情報だけでなく、正会員・贊助会員にご入会頂きますようお声掛けを、重ねてお願い申し上げます。

仙台市民オンブズマン &タイアップグループ 合同新年会

2006年1月28日(土) 17:00～
ホテル白萩 錦の間

会費 5,000円

(飲み物等の差入れお待ちしています)
※後日、出欠のごあんないを郵送します

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員用・贊助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会費納入券	七十七銀行本店(普通)	6530010
	郵便局振込	02290-6-8050
	仙台市民オンブズマン・タイアップグループ	

タイアップグループ会則

- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金・特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。